

【所管事務調査】



協働のまちづくりの推進について

～まちづくり協議会とコミュニティセンター
のこれまでの取り組みの実施状況の検証に向けて～

令和5年12月14日

生活産業常任委員会

市民部自治協働課

1 大津市協働のまちづくり推進計画改定計画における地域自治の推進

大津市協働のまちづくり推進計画改定計画

視点4 住民自治（地域自治）の推進

施策 連携・協力した地域のまちづくり活動への支援

- ・ まちづくり協議会の設立及び運営支援の充実
- ・ まちづくり協議会の周知
- ・ 先行学区の取組事例の共有
- ・ 地域のまちづくりに合わせた支援のあり方の検討

大津市総合計画第2期実行計画

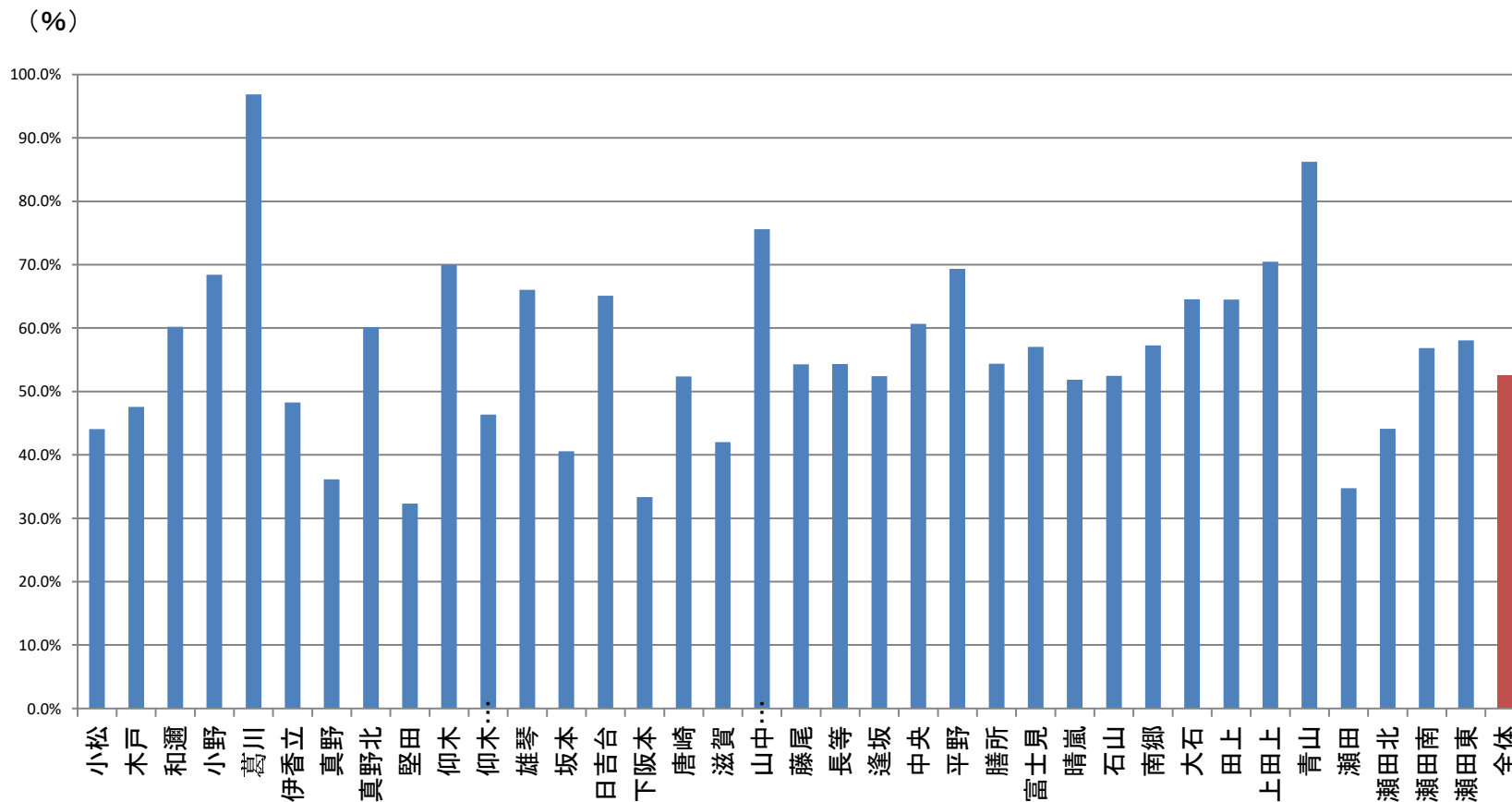
リーディングプロジェクト 重点5暮らし安心プロジェクト

協働のまちづくりの推進

誰もが、主体的にまちづくりに参加し、みんなが力を合わせて将来にわたり、助け合い支え合う協働のまちづくりを推進します。

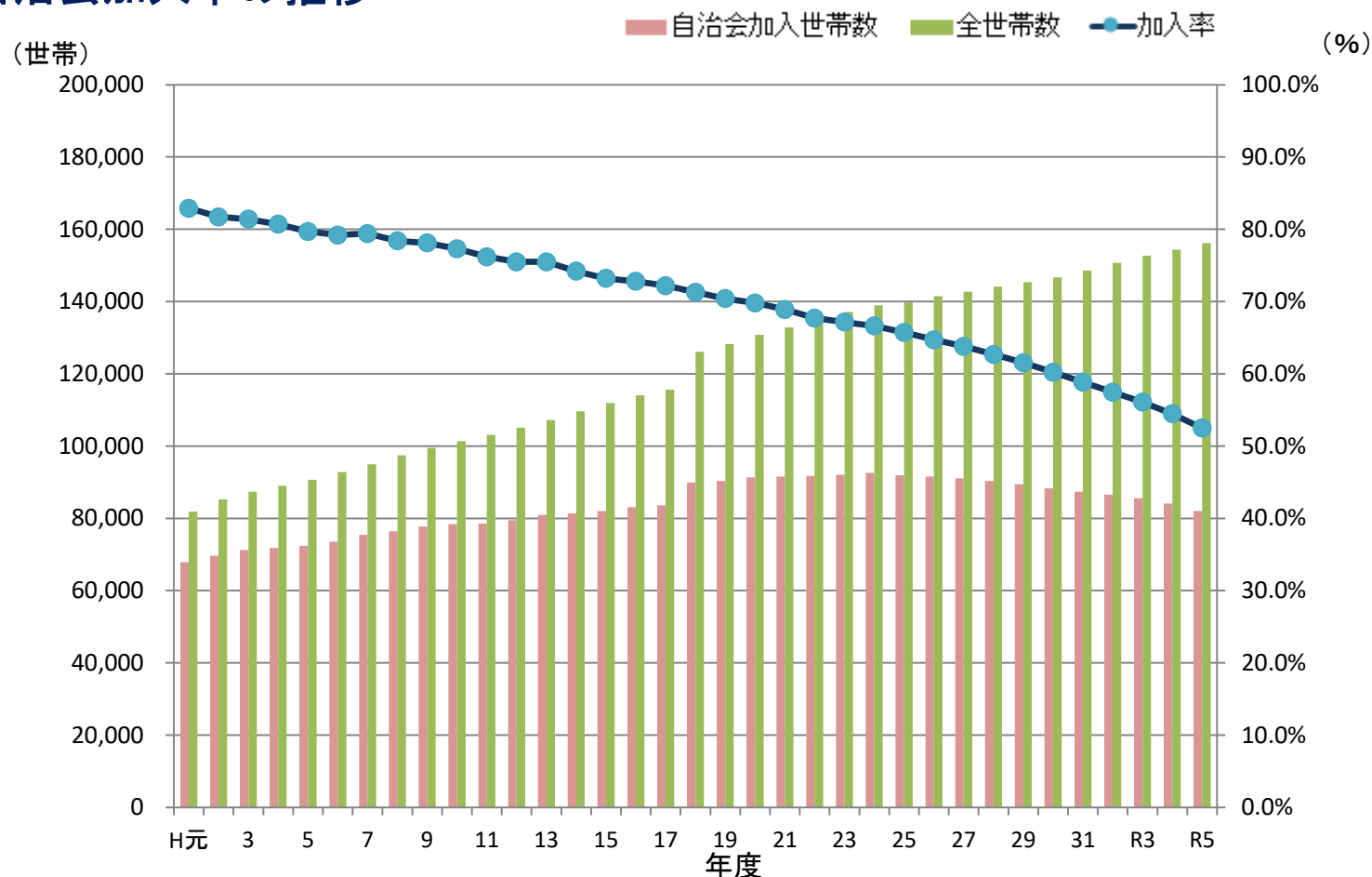
自治会加入率の状況

令和5年度学区別自治会加入率



自治会加入率の状況

自治会加入率の推移



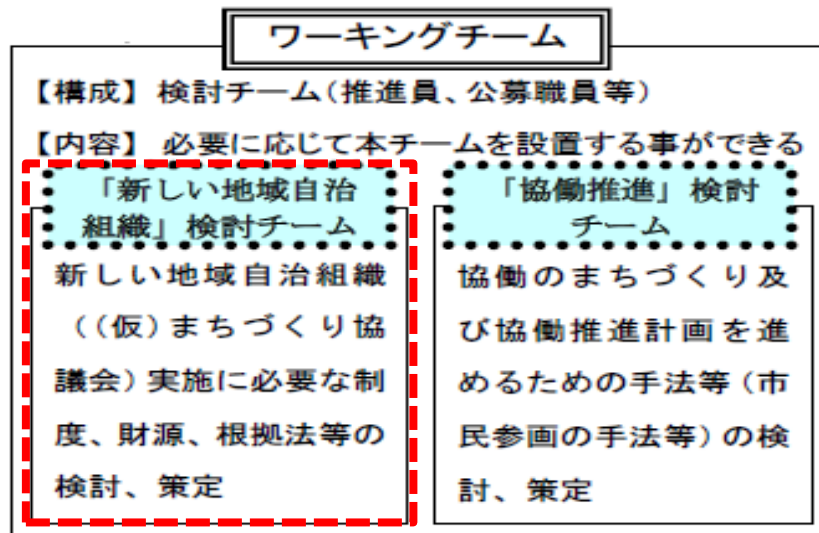
まちづくり協議会と コミュニティセンター導入の経過

平成23年3月

大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例制定

(研究・検討事項)

- ①まちづくり協議会（地域活動活性化）
- ②協働提案制度（市民活動活性化）



まちづくり協議会と コミュニティセンター導入の経過

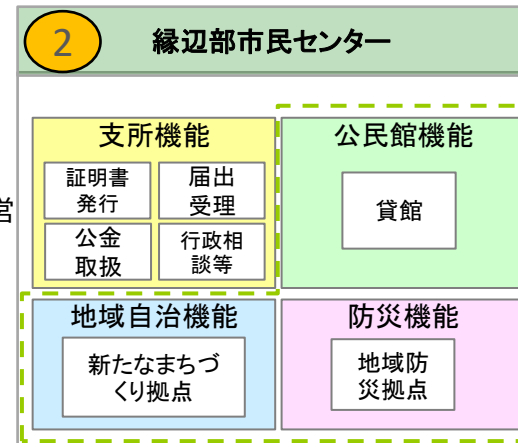
平成28年度

市民センター機能等のあり方検討（特別委員会）

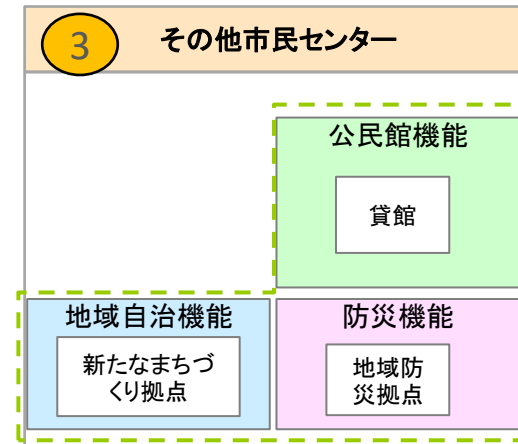
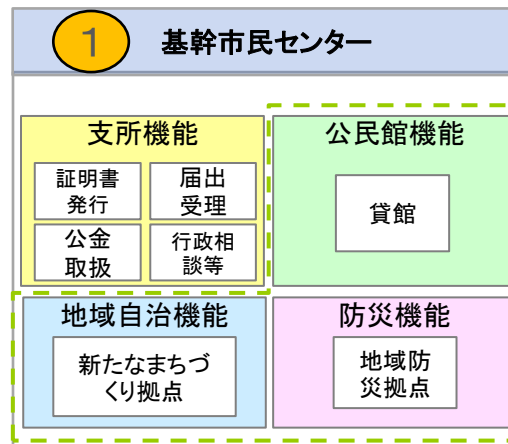
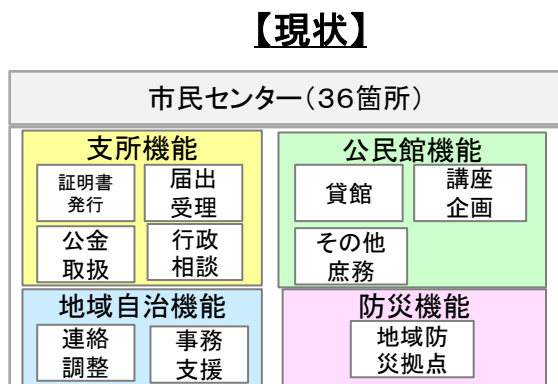
市民センター再編イメージ

- ・ 基幹・縁辺選定基準 → ×
- ・ コミュニティセンター化
- ・ 公民館自主運営モデル事業
- ・ エリアマネージャー、行政相談員 → ×

自主運営



【将来イメージ】



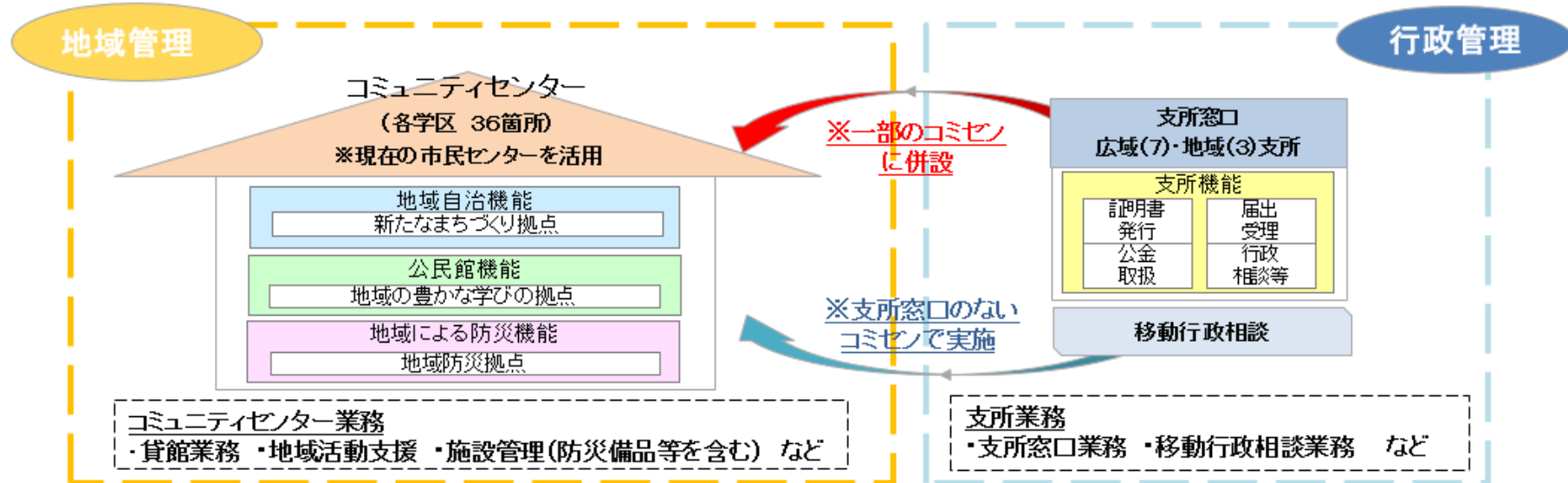
まちづくり協議会と コミュニティセンター導入の経過

平成29年度

市民センター機能等のあり方

市民センター再編素案

- ・ エリアマネージャーからコミュニティセンター長へ見直し
- ・ 人員配置（削減）→コストシュミレーション
- ・ 広域支所（7箇所）、地域支所（3箇所）の選定候補
- ・ 運営交付金・一括交付金



まちづくり協議会と コミュニティセンター導入の経過

	選定項目	選定基準	基準詳細	選定候補
広域支所	①施設 キャパシティ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務室+ロビー面積 100㎡以上 ● 駐車舞台数 15台以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の各市民センターのキャパシティと比較し、一定のキャパシティを確保できる基準として設定 	<p>【①～③の全選定基準に該当】</p> <p>木戸・和邇・堅田・坂本 唐崎・藤尾・平野・膳所 晴嵐・瀬田・瀬田南</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【選定候補】</p> <p style="text-align: center;">和邇・堅田・坂本・平野 膳所・晴嵐・瀬田</p>
	②交通 アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 最寄駅からの所要時間 徒歩15分以内 ● 主要幹線道路からの所要時間 6分以内 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般的な徒歩圏内を基準に設定 ● 主要幹線道路から3km (30km/時×6分)を基準に設定 	
	③支所 業務量	<ul style="list-style-type: none"> ● 支所業務量(将来推計) 256,000人分以上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成50年人口推計を踏まえた平均支所業務量(将来推計)の70%を基準に設定 	
	④地域 バランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の生活圏における広域支所は、 1. 地理的条件 2. 業務量(将来推計) 3. 人口(将来推計) 4. 特殊要因 の順に比較検証を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 木戸・和邇→和邇(人口(将来推計)により) ○ 坂本・唐崎→坂本(地理的条件により) ○ 藤尾→選定外(地理的条件により) ○ 瀬田・瀬田南→瀬田(業務量(将来推計)により) 	
地域支所	⑤交通 アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁又は広域支所までの距離 8km以上(車でのアクセスを想定) ● 最寄駅からの所要時間 徒歩15分超 	<ul style="list-style-type: none"> ● 車でも容易に本庁又は広域支所にアクセスできない(時速30km×15分≒8km以上)、電車でも容易にアクセスできない(徒歩15分超)ことを基準に設定 	<p>【選定候補】</p> <p>葛川・大石</p>
	⑥地域 バランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 大津市全体として支所の配置バランスが保たれているか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体的な支所の配置バランス 	<p>【選定候補】</p> <p>逢坂</p>

まちづくり協議会と コミュニティセンター導入の経過

平成30年度

学区意見交換会

市民センター再編素案の見直し

- ・令和6年度まで36支所存続。ただし、業務の見直しあり。
- ・令和2～6年度に段階的にコミュニティセンターへ移行

素案	見直し後	見直し内容
広域支所 7支所 地域支所 3支所	全支所の存続	2024年度までは、36箇所の支所は全て存続し、業務内容や業務時間を見直す。
コミュニティセンター 長(市職員)の配置 (3年間)	全支所に職員を配置	2024年度までは、全支所に支所長及び窓口職員を配置する。
2020年4月に支所集 約化及び公民館の コミュニティセンター 化	市民センター機能等 の再見直し コミュニティセンター の地域による自主運 営は段階的に移行	2020年4月に機能等を見直し、実施状況を踏まえ、2023年度から2年間かけて再見直しを検討。 地域による自主運営は、公民館自主運営モデル事業やまちづくり協議会の設立等の状況も踏まえ、準備が整った学区から順次移行する。ただし、市民センター施設の維持管理は市が行う。
コスト削減額(年間) 4億2,108万円	コスト削減額(年間) 6億4,800万円	業務内容や業務時間の見直しによる人件費の削減

まちづくり協議会と コミュニティセンター導入の経過

現状



支所

支所長 1名

次長 1名

嘱託・臨時職員2~7名
(業務量に応じて)



公民館

生涯学習専門員(嘱託)
1名

見直し後



基幹となる支所

支所長 1名

次長
会計年度任用職員
1~6名
(業務量に応じて)

支所

支所長 1名

会計年度任用職員
1~2名
(業務量に応じて)



コミュニティセンター

コミュニティセンター長
(支所長兼務)

段階的
に移行 ↓

運営受託者(まち協等)

まちづくり協議会と コミュニティセンター導入の経過

令和元年度

学区説明会（市民センター再編実施案）

大津市自治連合会から支所機能継続協議の申し入れ

- ・支所機能の見直し実施を1年間延期、継続協議とする。

コミュニティセンター条例の制定

- ・令和6年度末までの間に順次移行
- ・令和6年度末時点で移行できない学区への必要な対応が制定条件

議会説明資料より抜粋

3 施行期日

- (1) 公民館からコミュニティセンターへ移行する期日について、令和2年4月1日から令和7年4月1日までの間において、規則で別に定める日とし、移行するまでの間は、引き続き公民館として設置する。
- (2) コミュニティセンターの自主運営を希望する地域からの申し出に基づき、市が運営のための組織や人員体制を確認した上で、自主運営を行う環境を整えるため、公民館をコミュニティセンターへ移行する期日を規則で定める。
- (3) 規則で期日を定める際には、地域の意向や事情を考慮するものとする。

4 備考（令和7年4月1日以降の対応）

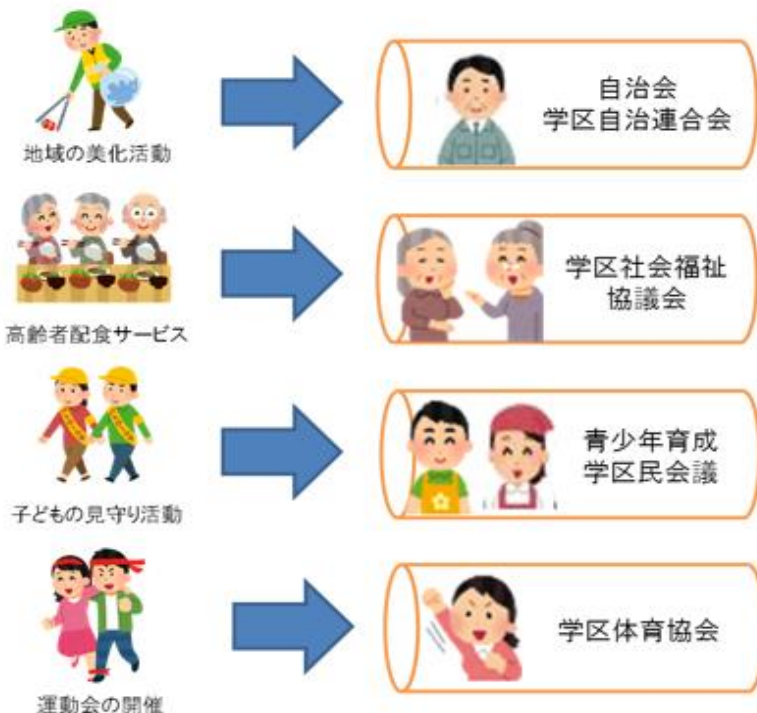
条例案においては、令和7年4月1日までに公民館からコミュニティセンターへ移行する施行期日を定めることとしており、**令和7年4月1日までにコミュニティセンターに移行できず、施行期日を定められない公民館がある場合は、5年間の実施状況を検証し、条例改正などの対応策について検討していく。**

まちづくり協議会と コミュニティセンター導入の経過

項目	以前	現状
支所	広域支所7箇所・地域支所3箇所に集約	36支所存続
支所職員	集約に向けて削減 R元年度 ▲45人 197人→152人	年次的に適正配置 R5年度 176人 +24人
公民館→コミュニティセンター	令和6年度までに全36学区の移行を目標	16学区で移行 学区の意向に応じて
まちづくり協議会	36学区設立を目標	16学区設立
備考	生涯学習 エリアマネージャーの検討	支所長がコミュニティセンター所長を兼務

現状

【例】



現状の課題

担い手不足

- 役員の固定化
- 役員の高齢化
- 一人が複数の役員を兼務

活動の継続が困難

- つながりの希薄化
- ライフスタイルの多様化
- 地域への関心の低下による
参画者の減少
- 住民ニーズの多様化



これまで個々の団体ごとに取り組んできた地域の安心・安全なまちづくり活動を継続することが困難

まちづくり協議会について

これまで団体ごとに取り組んできた安心・安全なまちづくり活動をみんなで共有し、より、効率的、効果的な活動を検討するための場づくりが必要



個々の各種団体の活動をみんなで共有したうえで、学区全体のまちづくりをみんなで協議する場が、まちづくり協議会です。

まちづくり協議会について

まちづくり協議会の設立は地域の実情に合わせ、地域が主体的に取り組むもの

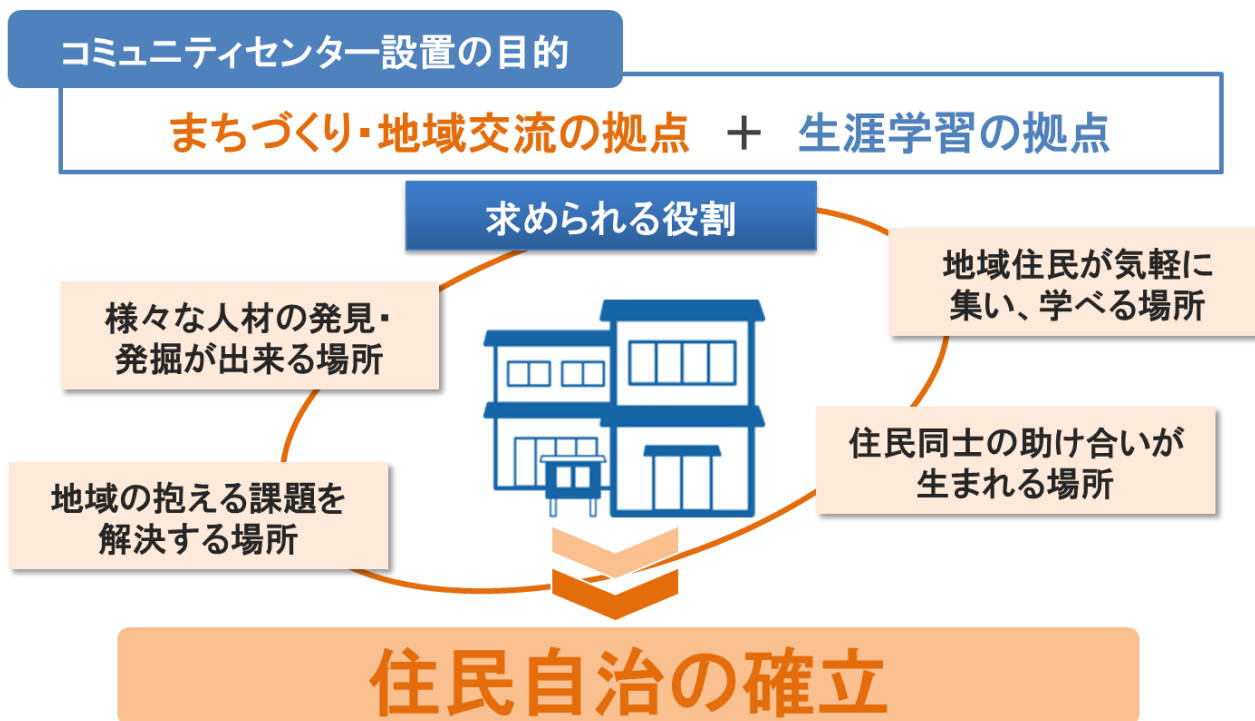


まちづくり協議会は「地域のプラットフォーム」

- ・地域の現状や課題、各種団体の活動やまちの将来像を話し合い共有する場
- ・多様な主体が参加し、助け合い支え合いながら、まちづくりを行う場
- ・誰もが主体的にまちづくりに参加し、まちづくりの担い手を育成する場



地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進し、住民自治の確立されたまちづくりを実現するため、生涯学習の拠点としての公民館機能は残しつつ、地域のまちづくり・地域交流の拠点としていく。



まちづくり協議会への業務委託

業務委託の方法

パターン1	市の生涯学習専門員の配置あり	4学区
パターン2	市の生涯学習専門員を配置なし	12学区

委託業務の内容

(1)地域の主体的なまちづくり活動の推進に関すること

①地域のまちづくりに関する業務

パターン1	市(生涯学習専門員)が実施
パターン2	受託者(まちづくり協議会)が実施

②地域と市の連絡調整に関する業務

パターン1	市(生涯学習専門員)が実施
パターン2	受託者(まちづくり協議会)が実施

まちづくり協議会への業務委託

委託業務の内容

(2)地域の主体的な学びの推進に関すること

①地域の主体的な学びの支援に関する事業

パターン1	市(生涯学習専門員)が実施
パターン2	受託者(まちづくり協議会)が実施

②地域の主体的な学びの場に関する情報の収集・提供

パターン1	受託者(まちづくり協議会)が実施
パターン2	受託者(まちづくり協議会)が実施

③地域課題の解決を目的とした事業の実施

パターン1	市(生涯学習専門員)が実施
パターン2	受託者(まちづくり協議会)が実施

まちづくり協議会への業務委託

委託業務の内容

(3)地域の情報の収集及び発信に関すること

①地域団体の活動などの情報収集及び発信

パターン1	受託者(まちづくり協議会)が実施
パターン2	受託者(まちづくり協議会)が実施

②市政情報の発信

パターン1	受託者(まちづくり協議会)が実施
パターン2	受託者(まちづくり協議会)が実施

まちづくり協議会への業務委託

委託業務の内容

(4) コミュニティ活動の場の提供に関すること

① 活動場所の提供

会議室等の貸室業務

② コミュニティセンター利用者団体に関する業務

コミュニティセンター利用者団体の登録の許可や活動に対する助言・支援

③ 施設の維持管理

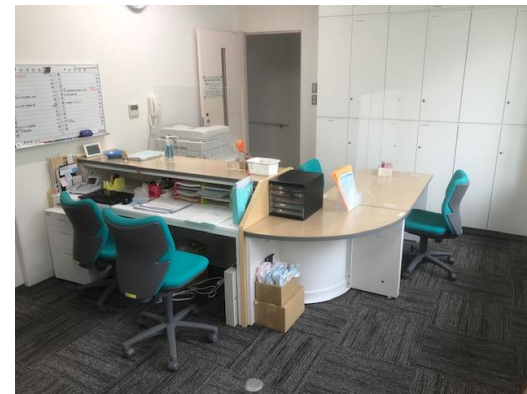
パターン1	受託者(まちづくり協議会)が実施
パターン2	受託者(まちづくり協議会)が実施

(4) その他センターの設置の目的を達成するために必要なこと

- ① 図書や資料の管理 ② コミュニティセンターの運営に必要な事務処理

コミュニティセンター事務所設置の設置

- ★コミュニティセンター業務を実施する事務所を設置
- ★原則、貸室以外のスペースを活用
- ★貸室以外にスペースがない場合、利用者への影響を考慮し、貸室を事務所に転用
- ★地域のまちづくり活動の拠点として、コミュニティセンター事務所の一部又は貸室以外のスペースをまちづくり協議会の事務所として活用(行政財産使用許可)



まちづくり協議会設立の状況



学区まちづくり協議会の設立状況

- R1年度設立
 - ・伊香立学区
 - ・山中比叡平学区
 - ・長等学区
 - ・和邇学区
- R2年度設立
 - ・平野学区
 - ・葛川学区
 - ・坂本学区
 - ・大石学区
- R3年度設立
 - ・仰木学区
 - ・小野学区
 - ・下阪本学区
 - ・滋賀学区
 - ・藤尾学区
 - ・富士見学区
 - ・晴嵐学区
- R4年度設立
 - ・堅田学区

合計36学区中**16学区**で設立

コミュニティセンターへの移行の状況

★公民館自主運営：3学区

逢坂・上田上・仰木の里（令和5年度は休止）

★パターン1（専門員あり）へ移行済：4学区

堅田・坂本・平野・晴嵐

★パターン2（専門員なし）へ移行済：12学区

和邇・小野・葛川・伊香立・仰木

下阪本・滋賀・山中比叡平・藤尾

長等・富士見・大石



主な成果

- ・ まちづくりのプラットフォームとして有効活用した地域がある。
- ・ 特に、山間部や農村地域の学区において導入が進んだ。
- ・ まちづくり協議会が地域の窓口となれる可能性が見えてきた。
- ・ 行政サービスを地域の力で補完しようとする地域が出てきた。
- ・ 各種団体の役員を兼務、合理化し、担い手不足を解消できた。
- ・ 団体間の意思疎通が図りやすくなった。
- ・ 地域住民を対象とした事業ができる仕組みができた。
- ・ 経営の視点をもって組織運営ができるようになった。
- ・ まちづくりを共に進める仲間づくりが進んだ地域がある。

見えてきた課題

- ・ 現状は学区自治連合会頼みであり、混同が生じている。
- ・ 自治会加入率の低下を招きかねないと危惧されている。
- ・ 「まちづくり計画」が形骸化した。
- ・ 市に作らされたという意識から市へ判断や指示が求められる場合がある。
- ・ 市の財政的支援の受け皿と考えている学区も多い。
- ・ 地域間の格差が生まれた。
- ・ すべての学区にまちづくり協議会をつくる必要があるのか。
- ・ 公平な支援の在り方の検討が必要。

主な成果

- ・ 地域特性を活かした企画運営ができつつある。
- ・ 担い手となる地域住民を雇用できた。
- ・ コミュニティセンター事務所とまちづくり協議会の活動スペースを設け、支所との区分ができた。
- ・ 施設の利用幅が広がった。
- ・ 住民どうしの交流がしやくすくなくなった。
- ・ 地域住民の雇用で事務局担当者の負担が減った。
- ・ 各種団体等が集いやすくなった。

見えてきた課題

- ・ 市からの丸投げと受け止められている面もある
- ・ 好きなように事業ができる 便利の良い制度だと思われる面がある。
- ・ 公民館事業の延長になっている。
- ・ 使用許可手続は まちづくり協議会と支所長の両方が関わるため非効率
- ・ 生涯学習専門員を置かない場合、 支所長との連携がしにくい。
- ・ コミュニティセンター 委託とまちづくり協議会の業務が混同して行われている。
- ・ 公民館とコミュニティセンターの違いが分かりにくい。
- ・ 管理運営に対する 負担感。 責任は市に負ってほしいという思いも聞かれる。

- ・先細り。学区自治連合会だけでは厳しい。今の間に新しい組織を育てておく必要がある。
- ・市から新しいコミュニティ組織の提案があったが、地域なりに各種団体が協力し合う組織として作りあげてきた。育てていきたい。
- ・歴史的に自治会への加入が進まなかった時期があり、自治会や学区自治連合会への加入を増やすには限界があり、まちづくり協議会を有効活用する。
- ・過疎化が進む中、地域がまとまってまちづくりに取り組む兆しが見えてきた。
- ・志半ばだが、若い人たちが興味をもってまちづくりに参加してくれるようになった。
- ・地域内の課題を話し合う場はあったが、行動に移すことができた。
- ・各種団体との関りができた。まちづくり協議会は、各種団体をつなぐプラットフォームとして必要
- ・団体が集まって不要な活動を見直せる。（個々の団体では不要な活動が見えない。）
- ・まちの活性化は、自治会員のみを対象としてでは実現できない。
- ・各種団体のなり手不足が最も深刻。解決するにはまちづくり協議会が決め手なると思う。
- ・各種団体の総会もまとめて1回でできないか検討中

- ・学区自治連合会と二重組織になり無駄に思える。
- ・自治会の会費や役員負担をしたくない人が、次々と脱会する要因にならないか不安
- ・会費や役の負担を避けるため学区自治連合会は脱会したいが、まちづくり協議会には入りたいと言ってくる自治会が出てこないか不安
- ・会費も役も負担しない市民が増えるのではないか
- ・市民センターを廃止して、地域に丸投げされるのではないか
- ・大津市自治連合会、学区自治連合会がなくなる、又は離脱する学区がでてきてもよいのか
- ・自身の学区は自治会加入率が高いため、まちづくり協議会は不要
- ・学区自治連合会が各種団体も束ねているので、同じような組織は不要

コミュニティセンター移行学区

- ・かつて運動会は団結力向上や娯楽が目的として必要だった。今は健康増進。
- ・自治連はボランティアが基本だが、立ち行かなくなっている。有償に移行していく時期にきている。
- ・コミセン主体の事業はこれから。地域住民が実感できるほど浸透していない。

コミュニティセンター移行未学区

- ・公民館と同じようなものなら、公民館が良いのではないかと。
- ・地域と市との連携が必要。市の関与が薄くなるのではないかと。
- ・コミュニティセンター業務委託料の用途が不明瞭にならないか懸念がある。お金の管理で地域の負担も増える。
- ・生涯学習専門員の関与がなくなるのではないかと。

地域コミュニティを取り巻く課題

- ① 一人世帯の増 ・ 1世帯あたりの人口減
← 高齢化、同居の減、核家族化、未婚、離婚率増
- ② 働き方の変化
← 夫婦共働き、サービス業増(土日休少)、定年延長・再雇用制度
- ③ ライフスタイルの多様化
- ④ 定住率の低下 ← 転勤
- ⑤ 地域の二極化
← マンション・住宅開発、古い開発地は全てが高齢化、空き家の増加
- ⑥ 自治会加入世帯の減少
- ⑦ 学区自治連合会から脱会する自治会の増加

まちづくり協議会について

- ・ 地域全体のまちづくりのプラットフォームとして住民理解を育む。
- ・ 地域自治の継続につなげる。
- ・ 会員のしぼりがなく、まちづくりに参加できる開かれた組織運営にする。
- ・ まちづくり協議会の目的を全ての学区と共有していく。
- ・ すべての学区でまちづくり協議会をつくるのかの整理が必要
- ・ 公平な支援の在り方の検討が必要
- ・ 地域ごとのきめ細やかな行政サービスに活かす。
- ・ 地域の実情に合ったまちづくりが計画され、市の施策にも活かす。

コミュニティセンターについて

- ・ 市民センター全体を地域活動拠点として活かしていく。
- ・ 地域住民が集いやすい環境にしていく。
- ・ 公民館とコミュニティセンターの施設利用基準の差の解消が必要
- ・ 従来の地域の取組をコミュニティセンター事業へ移行。負担軽減を図る。
- ・ 地域住民のニーズに合った事業の充実
- ・ 委託料とまちづくり協議会への財政的支援の再整理、資金の透明化
- ・ コミュニティセンターの管理運営について市と地域の役割の明確化、効率化が必要
- ・ 委託業務の成果の整理が必要
- ・ 将来的に市の事業の整理・統廃合、効率化にもつなげる必要がある。